

## 決算審査

各種会計決算	審査期間	令和6年6月14日～令和6年8月19日
基金運用状況	審査期間	令和6年6月14日～令和6年8月19日
公営企業会計決算（簡易水道事業、病院事業、水道事業、下水道事業）	審査期間	令和6年6月3日～令和6年8月19日

決算審査では、各種会計決算（一般会計・特別会計）、基金運用状況（土地開発基金ほか1基金）、公営企業会計決算（簡易水道事業・病院事業・水道事業・下水道事業）を審査しました。

公営企業会計決算のうち、簡易水道事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算その他関係書類が、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であることが認められましたが、病院事業会計においては、本来は2,087,163千円を計上すべき退職給付引当金を、会計処理の誤りにより2,087,037千円しか計上しておらず、また、本来は負債勘定として処理すべき預り金の一部を医業外収益として誤って経理処理しており、これらの結果、利益が140千円過大に計上されていました。

なお、各種会計決算については、重要な点において決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを認めました。また、基金運用状況についても重要な点において計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われているものと認めました。

### ●主な意見（各種会計決算）

各種会計の決算状況を踏まえた本市の財政運営は、市税収納率は過去最高を記録し、将来に備えるための公共建築物整備基金を増額するとともに、臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除いた市債残高を減少させ、一般会計においては前年度並みの66億円余の実質収支を計上するなど、評価できる結果でした。しかしながら、今後も、厳しい財政状況が続くことが見込まれ、健全な財政運営の維持のために政策執行力を高め、限られた予算の効果的かつ効率的な執行に取り組む必要があります。

令和5年度は、4次総がスタートする重要な年度でもあったことから、予算執行状況については、4次総の令和5年度分の評価について確認した上で、重点事業の中から抽出して確認を行いました。いずれも定められた方針に従い、おおむね適正に執行されていましたが、「市民への周知」が共通する課題として挙げられています。

事業の実施や計画の策定・改定を行っても、市民が知らなければ共感を得ることはできません。ただ情報を発信するだけでなく、市民のニーズを的確に把握した上で、効果的に市民へ情報を伝えていく工夫が求められます。

適切なタイミングで効果的な市民周知に取り組むことにより、今後、より良い施策が展開されることを期待します。

## ●主な意見（公営企業会計決算）

### 【簡易水道事業会計】

本市の簡易水道は、上水道事業との経営統合が困難な中山間地域を対象区域とし、施設規模も小さいことから、効率的な経営が難しいことに加え、給水戸数、給水人口ともに減少傾向にあり、厳しい経営環境にあるが、中山間地域に暮らす人々の生活を守る上で欠かすことのできない社会基盤施設の一つとなっています。

このような状況から、一般会計からの収入不足補填のための補助金を除いた実質損益において黒字化を求めることが現実的ではない事業であることは承知していますが、当該補助金の金額を減少させるための経営改善に取り組むことは必要であり、決算書にも「簡易水道事業を取り巻く環境は、給水人口や水需要の減少等により、厳しい状況が続いており、今後も経営の効率化、合理化を推進し、」との記載があります。

しかし、令和6年度当初に実施した例月現金出納検査において一般会計からの収入不足補填の補助金を除いた損益の見込みを確認したところ、その場で回答を得ることができませんでした。

また、経営面の重要な課題である漏水量の削減対策に関して、決算審査資料に「漏水の早期発見、早期修繕に努めていく。」との記載があったことから、本審査において地区ごとの増加漏水量を確認したところ、これについてもその場で回答を得ることができませんでした。

経営改善に取り組むためには、「実質的な赤字がどの程度なのか」について意識すべきであり、また、漏水は、飲料用に給水した水が無駄になることから、漏水量の削減と有収率の向上は経営面の重要な課題であるにもかかわらず、これらの数値を把握できていませんでした。

簡易水道事業は、中山間地域に暮らす人々に、安全で安心な水を安定的に供給するという必要不可欠な事業ですが、一般会計からの収入不足補填のための補助金の金額を減少させるための取組は必要であることから、経営改善に真摯に取り組むことを期待します。

### 【病院事業会計】

病院事業会計の令和5年度決算は、看護師の退職に伴う病棟の閉鎖等により入院収益が減少しており、退職した看護師の補充が間に合っていない状況が続いています。また、2026年度（令和8年度）までの実質収支の黒字化を目標としている静岡市立清水病院経営計画の中間見直しに当たり、目標達成が難しいと判断する理由の一つとして、看護師の大量退職等による看護師不足を起因とする稼働病床数の減少が挙げられており、看護師不足が病院経営に与える影響は深刻なものとなっています。

清水病院においては、看護師の負担が大きいことが、賃金水準が高いにもかかわらず、看護師が不足している要因と捉え、入院時の説明を集約して行う説明センターの設置や医療DXのモデル病棟の設置等の負担軽減策に取り組んでいるとのことでした。また、看護部長等による看護業務に係る課題抽出のためのワークショップの実施や退職者に対する退職理由の聞き取りに加え、無記名で広く職員から業務改善等についての意見聴取を行っているとのことでしたが、何を負担と思っているのかを把握するための個々の看護師に対するアンケート等は実施していないとのことでした。

看護師が何を負担と思っているのかを正確に把握することが確保対策の第一歩であり、そのためには、看護師が忖度なく意見を述べることができるシステムを構築する必要があります。

看護師の確保による医療提供体制を充実させるためにも、労働環境や業務内容のほかメンタルヘルスの視点も含めて原因を正確に把握し、的確な対応策を講ずることで、職員が定着する環境づくりを進めるとともに、清水病院で働くことの良さを発信することで、看護師不足を解消し、病院の経営状況の改善につながることを期待します。

#### 【水道事業会計】

令和4年台風第15号及び能登半島地震によってもたらされた課題について確認したところ、台風第15号については、主に断水の影響範囲、復旧見通し、給水拠点など、市民が求める情報の発信を課題と捉えているとのことであり、能登半島地震については、主に受援体制の強化が課題であるとの認識でした。また、施設、管の地震対策として、液状化の影響も含めた更なる対策の検討が必要と考えているとのことでした。

このうち、市民が求める情報の提供については、発災時における市民の行動の判断材料になるものであり、自助、共助を促すうえで非常に重要であると考えます。これについては、耐震性貯水槽や給水栓付受水槽の機能・使い方について、防災訓練等を通じて自主防災組織に広く周知しているとのことでした。また、危機管理課が令和7年1月からの稼働を目指している災害時総合情報サイトに給水拠点等の情報も掲載予定であるとのことでした。大規模断水の発生時においても混乱が生じることがないように、危機管理局を始めとした庁内組織、自主防災組織などの地域組織、国、県などの他機関、企業などとの連携をより緊密にし、停電時における対応も想定しながら大規模断水時のシミュレーションを行い、災害対応力の強化に向けた更なる取組を進めていくことを期待します。

また、水道の受援体制について確認したところ、能登半島地震での支援を経験した中で、現行の受援マニュアルについては、支援する側の立場に立った、迅速な支援が実施できるような内容に見直すことや、応援自治体職員の宿泊施設の不足に対する検討などが必要であることを課題として捉えているとの説明がありました。現行の受援マニュアルでは、受入れの責任部署、災害時の体制、応援要請の手順、応援要請を行う行政機関や民間事業者の連絡先、応援部隊が宿泊できる5か所の水道施設やその収容人数、応急

給水や応急復旧などについて応援部隊にお願いしたい事項とその手順などを定めていますが、あくまで受援側である本市水道部内の職員に向けたマニュアルであり、支援する側の視点が欠けていることから、令和6年度には、能登半島地震災害の支援の経験を踏まえ、支援する側の立場に立った内容に改定するよう取り組んでいくとのことでした。「受援力」という言葉があるように、支援を受けるためのスキルを高めることは重要なことです。災害は、いつ発生するか分からないので、受援マニュアルの見直しを早急に進め、外部からの支援をより円滑に受け入れることができる体制が早期に構築されることを望みます。

### 【下水道事業会計】

国からは、気候変動を踏まえた浸水対策の取組方針が示されており、「静岡市雨水総合排水計画」の見直しを進めていますが、巴川流域については、県が定めている巴川河川整備計画の変更内容が明確になった段階で、内水の整備水準を定めることとし、当面は浸水対策プランの未完了区域について、現行の整備水準による対策を進め、早期の事業効果の発現を目指すとのことでした。

昨年の決算審査の際に、浸水対策事業については、「時間雨量67mm（7年確率降雨）を整備水準として取り組んでおり、完了地区では効果を発現し、浸水被害の軽減につながっている。また、整備水準を超える降雨であっても、一定の効果があったものと考えている。」との説明がありました。

浸水対策は、被害の軽減を図るため、一定の整備水準に基づいて進められている事業ですが、整備水準を上回る降雨となった場合においても、一定の効果は認められることから、整備を進めていくことは必要です。

県の整備計画の変更と歩調を合わせて、整備水準の変更についても検討を進めているとのことですが、気候変動の影響により降雨量が増加する中、浸水対策事業の必要性はますます高まっていることから、引き続き県に対する積極的な働き掛けと市河川部局も含めた連携強化を図りながら、今後も適切な整備水準の下、ハード、ソフト両面での浸水対策事業が着実に執行され、浸水被害が軽減されていくことを期待します。

また、その効果についての検証を行い、市民に対して正しく周知していくことが求められます。